

静岡県

労働研究所

会 報

〒422-8062 静岡市稲川 2-1-33

清水起業ビル 3 階 静岡県評内

静岡県労働研究所

054-287-1293 Fax054-286-7973

E-mail.kenpyo@mail.wbs.ne.jp<http://shizuokaroken.cool.ne.jp/>

明けましておめでとうございます。今年もよろしく

「正規とパートの処遇の差

―拘束性について―」（第3回）

生協労連 利波氏発表

前回の均等待遇における討論の中で正規とパートの関りで生協労連の利波氏に「拘束性」についての発表を依頼しており、当日（12/19）は、次のような研究発表をおこないました。

問題提起として正規とパートの格差を認める理由の一つに「拘束性」の違いについて触れているが、格差を認めるに値する理由となるかを提起。その一つは、前号で報告したようにパートタイム労働指針（改正）では格差の根拠として同一労働（時間、職務内容等）でも、拘束性（労働時間・休日・休暇の設定の自由度・責任、残業の有無・配転義務の有無等）に違いがあれば格差を認めるとしている。このことから利波氏は、日本の歴史の中における男性社会の形成から考察し、性別役割分担論（＝男は仕事、女は家庭を提起、その軍需を中心に日本型資本主義経済が発展してきた、富国強兵と侵略と植民地化、その担い手として男の役割、銃後を守るは女性、日本の社会福祉の貧困化（公的サービスの貧困・家族の負担（女性）、年功序列型の賃金体系で補完（社会福祉の貧困を補つため

男性正規社員に賃金の保障）、このように展開してパートタイマーの始まりを日本的側面から、高度成長期（1960年代～1970年代）に人手不足解消、機械化による作業の標準化等経済成長の鈍化の中でパートの戦略化を図る低成長とグローバル化の中で正規から非正規への期間労働力の急激なシフトに移行したと述べつつ、日本型資本主義の歴史の中で正規とパートの処遇の格差が生まれてきたと発表した。

―格差の根拠となる拘束性とは―

ここで利波氏は、拘束性について生協の職場における労働条件から解き明かす提起をした。生協の理事会が正規職員とパート職員の均等（もしくは均衡）が出来ない理由の一つに、「パート職員は地域限定（事業所限定）、職種限定で採用している。労働者もそれを承知の上で応募し、働いている」としている。これだけの拘束性で格差の根拠となりうるのか？と疑問を投げかけ、パートタイム労働指針（改正）の格差の根拠となる拘束性を細分化し、職場の実態から検討を加えた。拘束性とは、労働時間・休日・休暇の設定の自由度：正規とパートでの自由度は、生協にあって殆ど変わらない。この三つを自由

に設定できる一般労働者はどれくらいいるか？ 責任、残業の有無：仕事に対して労働者なら責任と誇りを持つている、残業は、労基法では「あくまでも臨時的」な時間外労働と規定している、よって残業を前提に問うのは無理がある、配転義務の有無：何のための配転（異動、転勤）なのか、本当に意味のある配転なのか、と問いながら、日本の配転は、正規社員の成果に対する報償（出世、栄転）、本人のスキルアップを求め、それによって会社の生産性があることは、疑問であると言及した。この3点を拘束性の根拠としているが、 については、現在の日本社会（文化）の中では家庭的責任を圧倒的に女性が担う中で、そもそも根拠になりうるのか？と疑問を提起しながら発表を終えられた。

「討論の中では・・・」

金融職場は、総合職と一般職に別れ、一般職には圧倒的に女性が占めている↓（地域限定採用）。コース別管理は、一般的には差別であり、窓口業務は、最近一層非正規労働者に置き返られている

また、拘束性は正社員にとつては忠誠度（貢献度）の尺度にもなりうる。パートの立場からの発言でパートは企業としては、景気によって雇用の調節弁（安全弁）であつて、責任問題については責任を与えれば、仕事はやりきるものです。パートの処遇は、擬似パートにおける「パートタイム労働指針」での均衡処遇を運動により発展させ均等処遇に近づけることが大事であるなどが出されました。このほかにも「拘束性」について参加者から多くの発言がありました。（事務局 片桐）

●次回（第4回）定例研究会

1月16日（金）1830～

会場：静岡労政会館5F第2会議室

参加は誰でもでき、無料です

今回は会場が30名入れる会議室

ですので奮って参加して下さい。

「年金問題とパート労働者」

発表者：中澤特別研究員

第24回所員会議・ミニ研究会

1月22日（木）1830～

会場：県評会議室

ミニ研究会「経営分析（労働組合）」

発表者：神田研究所々員

【今後の日程表】

2月12日（木）第12回理事会

会場：静岡労政会館5F

2月20日（金）第5回定例研究

会 会場：静岡労政会館5F

2月28日（土）1330～

年金シンポジウム 会場：清水テルサ

主催：静岡県社会保険推進協議会

3月19日（金）第6回定例研究

会 会場：静岡労政会館5F

